

省 令

○総務省令第四十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十三日

総務大臣 武田 良久

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第一条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（試験の方法）</p> <p>第七条 電気通信主任技術者試験（以下「試験」という。）は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。</p>	<p>（試験の方法）</p> <p>第七条 電気通信主任技術者試験（以下「試験」という。）は、筆記により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。</p>

（工事担任者規則の一部改正）

第二条 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（試験の方法）</p> <p>第五条 工事担任者試験（以下「試験」という。）は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。</p>	<p>（試験の方法）</p> <p>第五条 工事担任者試験（以下「試験」という。）は筆記により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十九号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第一項第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 5 3 (略)</p> <p>4 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二十三号）第五条及び第六条に規定する業務（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、予防接種法附則第七条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 5 3 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則附則第四項の規定は、この省令の施行の日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

告 示

○国家公安委員会告示第十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百十條第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第一百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和三年四月二十三日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分</p>	<p>国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「同上」</p>